

## 中野市青少年問題協議会 会議録

審議会等の名称	中野市青少年問題協議会
担当課（連絡先）	子育て課 青少年未来係 電話 22-2111 内線 357
開催日時	平成 20 年 7 月 28 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 20 分
開催場所	中野市民会館 42 号会議室
出席者	青木一会長、丸山富雄副会長、清水照子委員、小林貫男委員、本山綱規委員、田中重雄委員、丸山邦夫委員、海野忠一委員（代理：堀田文雄氏）、篠根義文委員（代理：村上慶治氏）、大口和枝委員、岩上芳宗委員（代理：佐藤秀雄氏）、斉藤定善委員、保科武一委員、池田久江委員、高橋正人委員、矢澤玉枝委員、佐藤禮子委員
出席者（事務局）	高野澄江部長、小林治男課長、小野今朝彦主任主事
会議資料	平成 20 年度青少年健全育成事業の概要
会議内容	<p>協議事項</p> <p>(1) 平成 20 年度青少年健全育成事業の概要について  説明：小林課長  内容：会議資料による</p> <p>(2) 青少年の非行の現状について  説明：篠根義文委員代理  内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中野警察署管内の犯罪件数の激減率は、80%で県下トップクラス。全県下で見ると少年非行は増加傾向であるものの、中野警察署管内では激減している。</li> <li>・ 今年 1 月から現在まで、中野署管内で検挙した少年の人数は、6 人（高校生 4 人（万引き 3 人、自転車盗 1 人）、小学生 2 人（線路の置き石））で、前年に比べ 19 人減少している。  検挙した高校生 4 人のうち、万引きの 3 人は、いずれも女子高生によるもので、学校帰りに信州中野駅周辺のコンビニエンスストア、ドラッグストア、大型スーパーにおいて化粧品などを盗み検挙された。また、自転車盗の 1 人は、学校の駐輪場から自転車を盗んだものであるが、この少年は中野市在住ではなく、市内の高校に通っている市外の少年であった。</li> <li>・ 薬物に関しては、少年によるシンナー犯罪はほとんど発生していない。しかしながら、覚せい剤にかかる事件で、中野市、須坂市の 2 市において 3 件 4 人検挙されている。これらの事件は、いずれも 18 歳から 20 歳までの無職少年によるもので、暴力団関係者から覚せい剤を譲り受けた。今年に入り県下ではこの事件のみであるが、身近に蔓延しているのが実態である。なお、昨年から今年にかけて管内の逮捕件数は 17 件発生し、この中に中野市在住の少年はいないが、北信地域で多く発生している。覚せい剤に関しては、少年はある意味被害者となるが、実際に使用してしまえば犯罪者になってしまう。薬物撲滅に力を入れていきたい。</li> </ul>

- ・ 補導内容としては、タバコ喫煙 13 件、深夜徘徊 20 件、ほか乱暴、暴走行為などがある。中でも、タバコの喫煙、深夜徘徊は増加傾向にある。タバコ喫煙は、警察で補導したほかにも発生している。深夜徘徊は、陽気が暖くなる今時、深夜 0 時頃を中心に街中の公園や駅周辺にたむろしている。併せて、バイクによる暴走行為がある。
- ・ この他の補導内容として、万引き、傷害事件が発生しているが、当事者間で内々で済ませているケースが数多い。このように、表に出てこない、警察で把握していないものが多いのが現状である。
- ・ 万引きの発生状況は、取り締りの厳しくない警察署管内、警戒がうすい店舗などで起こりやすい。中野市の少年が、地元ではなく長野などに出向いて犯行を起こすことがある。また、大型店舗では客も多く目立たないので盗みやすい。逆に、近隣市町村の少年が中野で盗むケースもある。犯行パターンとしては、2 人組で店舗に入りそれぞれ別の場所で犯行に及ぶもの、1 人が注意を引き 1 人が盗むものがある。逃走用に使う自転車やバイクは、現場近くにあるもので調達している。同一犯人がくり返し犯行を行うケースがある。
- ・ このように、少年が居住している警察署管内で検挙されていなくても、他の警察署管内において検挙されているケースもあるので予断を許さない。
- ・ なお、昨年は、バイク盗、器物損壊事件が多発したが、今年是一件も発生していない。

Q . ケータイ、インターネット、裏サイトの利用を規制する方策は？  
 プロバイダー、業者への依頼、ページ開設者に閉じてもらうようお願いする方法しかない。

Q . 少年が被害にあうケースはあるのか。

性犯罪がある。今年、重要犯罪として強姦、強制わいせつが 3 件発生した。被害者は、いずれも女子高生。県下では、6 月末現在で昨年よりも 34 件発生件数が増えており、その内の 14 件が中野署管内で発生している。発生場所は、中野署管内のほか、長野中央署管内、須坂署管内における発生が大半を占めている。今年、中野署管内の性犯罪の発生率は、県下トップクラスである。

### (3) 青少年健全育成について（意見交換）

各委員からの意見：

- ・ “ 地域の子どもは地域で守る ” を皆で取り組んでいけたらよい。
- ・ 子どもを守るのは親や地域。本気になって考え、取り組んでもらいたい。
- ・ インターネット上は、匿名社会、虚構の世界。子どもの世界に蔓延している。実物に接することの大切さを感じる。

- ・ 集団から個人の活動になっている現代にあって、地域のコミュニケーション、また、大人同士、子ども同士、大人と子どものコミュニケーションを大切にしたい。子どもが取り組み、大人も関わられる体験活動を大切にしていきたい。
- ・ “ 青少年は地域で育む ” “ 愛の声かけ運動 ” を推進している。ケータイ、インターネットのメディアの諸問題について、子どもは加害者にもなり被害者にもなる。国民運動にまで高めていきたい。平成 22 年度に少年の主張大会を中野市で開催予定。
- ・ 思春期精神健康相談を今年度から開始した。思春期のひきこもり親の集まりや後発性発達障害者のデイケア事業もある。青少年を取りまく健康課題は多様化している。
- ・ 防犯意識が薄いと感じる。子どもを守る安心の家の利用状況や実態調査を行ったり、ミニ集会を市内 10 地区で開催し広報映画を鑑賞・研修している。また、ケータイの持たせ方、犯罪少年をつくらない家庭づくりなどをテーマに学習している。
- ・ 少年が親のお金を持ち出し高額（10 数万円から 30 万円）な買い物をしている事例があり、これは買い物をした店舗からの情報提供で発覚した。地域や関係機関の協力、ネットワークの重要性を感じた。少年の行動に対して、不審な点があったら声を掛けて欲しい。深夜、卒業生が母校で宴会をした事例があった。現役学生とのつながりが心配である。中学生の 3 割がケータイ所持している。
- ・ 犯罪少年が、少年院でよい教育を受けてきても、戻ってきた家庭・家族の環境が以前と変わらないことが多い。しかし、ある少年は寂しい家庭環境で育ったが、少年院を退院後、出産を期に保健師や産婦人科助産師の連携協力を得ながら、母親として自覚を持って子どもを支え育てている事例がある。
- ・ 地域で知り合うこと、地域の輪が広がることが大切であると感じる。
- ・ 近年、スポーツ競技で全国レベルの大会に出場し結果を出す子どもが増えてきた。これは地域の指導者や保護者の協力の賜物。日々の指導者の熱意に感謝したい。また、試合を観戦した保護者と子どもが対話する場面もあり、家庭におけるコミュニケーションも図れている。機会があったら地域の行事に足を運んで、子どもたちを見守っていただきたい。
- ・ “ 早寝・早起き・朝ごはん ” の規則正しい生活習慣が非行防止につながると、とある研修会で学んだ。食事の重要性を再認識した。
- ・ 祖父母がいる家庭においても児童センターの利用者が多く、果たしてこれでよいのかと疑問に思う。家庭教育の重要性がさげばれている昨今、利用させているのはどうかと思う。
- ・ インターネットの書き込みサイト・ブログの誹謗中傷、メディアリテラシーに関し大人も無防備。目に見える問題になったときは、かなり深刻な問題になっていると思う。

会長の意見：

- ・ 青少年が起こす世の中のルールを無視した行為を、あえて“病気・疾患”として考えたとき、そこには必ず病原菌（原因）がある。
- ・ この疾患は、心の病であるが故に、一つの病原菌で発症するのではなく、大きな原因が重なってかかってしまう。原因が大きく重なっているならば、ありとあらゆる手段で、あらゆる角度から見直し対峙しなければ、その疾病の根本的な療法とはならない。
- ・ 一方、病気にかからないための予防対策は、体力を増強し、病気に感染しない、受け付けない体質と心の体力づくりが大切。委員各位の母体団体で取り組んでいただいている事業活動がこれにあたる。根治対策と予防対策は、分けて取り組まなければならない。人間が引き起こす疾病であるがために、人間の責任として、また、親の責任として真っ向から向かわなければならないと考える。
- ・ 意見交換の中で委員から出された、放課後における児童センターの過剰な利用についてお答えするが、利用対象となる児童が、両親や祖父母の愛情の元に過ごすことが一番よいと行政としても考えている。しかしながら、中野市の核家族化が目に見えて進行している中、社会的現象、経済的問題で両親共働きせざるを得ない家庭がある。また、近親者が近くにいても預けられない事由がある。放課後の時間の過ごし方についてまで、行政が指導するのは難しく、行政として利用者家庭にどうアプローチしていったらよいか課題である。学校終了後の児童センターの受入に関しては、受入対象を小学校3年生までとしているが、利用者家庭の特殊事情により、行政責任として年齢を超えて受け入れざるを得ない場面もある。